

札幌ブリッジクラブ

会 則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、札幌ブリッジクラブと称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を札幌市中央区南8条西2丁目 市民活動プラザ「星園」308号室に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、公益社団法人日本コントラクトブリッジ連盟(以下、連盟)から公認クラブとして承認を受け、コントラクトブリッジによる交流を行うと共に、コントラクトブリッジの普及および発展を図り、もって地域文化の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) コントラクトブリッジの普及活動
- (2) 各種コントラクトブリッジ競技会の開催
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会 員)

第5条 本会は、会員をもって組織する。

2 会員は、良いマナーを実践すると共に、本会の活動に協力する義務を有する。

(入 会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得なければならない。

(会 費)

第7条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 除名されたとき。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、この会員に対し、議

決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この会則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員

(種別及び定数)

第11条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 理事 8人
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち、各1名を会長、副会長、マネージャー及び連盟登録クラブディレクターとする。
 - 3 監事は、本会における理事を兼ねることはできない。

(選出等)

第12条 役員は、立候補、推薦及び選挙によって理事8名、監事2名を選出する。

- 2 会長、副会長は、理事の互選とする。
- 3 選挙については別に定める「役員選出規定細則3」によるものとする。

(職務)

第13条 会長は、本会を代表し、その業務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に欠員又は事故があるときは、その職務を代理し又はその職務を行う。
- 3 理事は、総務、競技、普及、その他の業務を担当する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本会の会計の状況を監査すること。
 - (3) 理事の業務執行の状況又は本会の会計の状況について、理事に意見を述べ、若しくは役員会の招集を請求すること。

(任期等)

第14条 本会の役員任期は2年とする。ただし、連続4年を超えて役員になることはできない。

- 2 補欠のため就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の残存期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行なわなければならない。また、前任者は後任者の要請がある場合、その任務遂行のため支援するように努める。

(欠員補充)

第15条 理事または監事のうち、その定数が欠けた場合は、役員会の決議により定数を満たすよう補充すると共に、次回総会に報告し承認を得なければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に耐えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があったとき。

(報酬等)

第 17 条 役員は無報酬とする。

2 役員は、果した業務で要した費用の弁償を受け取ることができる。

3 前項に関し必要な事項は別に定め、総会の承認を得る。

第 5 章 総 会

(種 別)

第 18 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 19 条 総会は、会員をもって構成する。

(議決事項)

第 20 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 事業計画及び予算に関する事項

(2) 事業報告及び決算に関する事項

(3) 役員の任命等に関する事項

(4) 会費に関する事項

(5) 会則の変更

(6) その他本会の運営に関する重要事項

(開 催)

第 21 条 通常総会は、毎年 1 回事業年度終了後 60 日以内に開催する。

2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 役員会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 会員総数の 5 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招 集)

第 22 条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは会員に、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を 15 日前までに配布し、通知しなければならない。

(議 長)

第 23 条 通常総会の議長は、会長とする。

2 臨時総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第 24 条 総会は、会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 25 条 総会における議決事項は、第 22 条 3 項によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この会則に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 26 条 会員の表決権は、平等なるものとする。

2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表

決し又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した会員は、第 24 条及び第 25 条第 2 項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 27 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員総数、出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事を記録する書記は、会員の中から議長がこれを指名する。

3 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人が署名または記名押印しなければならない。

第 6 章 役 員 会

(構 成)

第 28 条 役員会は、役員をもって構成する。

2 役員会に、総務部、競技部及び普及部を置く。

(議決事項)

第 29 条 役員会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 各種事業の計画と実績に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第 30 条 役員会は、年 4 回開催するほか、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 1 3 条 4 項第 3 号の規定により、監事から召集の要請があったとき。

(招 集)

第 31 条 役員会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 32 条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 33 条 役員会は、理事総数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 34 条 役員会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決権等)

第 35 条 理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため役員会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 33 条及び第 34 条の適用については、役員会に出席したものとみなす。
- 4 役員会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 36 条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 出席監事の氏名
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事を記録する書記は、議長がこれを指名する。
- 3 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人が署名または記名押印しなければならない。

第 7 章 会 計

(構成)

第 37 条 本会の会計は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入及び支出
- (4) その他の収入及び支出

(会計の原則)

第 38 条 本会の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 収入及び支出は、予算に基づいて行うこと。
- (2) 会計簿(出納帳)は、正しく記帳すること
- (3) 各種会計計算書等は、会計簿(出納帳)に基づいて、事業の実績に関する内容を明瞭に表示したものとすること。

第 8 章 事業計画並びに予算及び決算

(事業計画及び予算)

第 39 条 本会の事業計画及びこれに伴う予算は、役員会が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 40 条 前条の規定に係わらず、予算が成立しないときは、役員会の議決に基づいて、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入及び支出を執行することができる。

2 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 41 条 本会の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに役員会が事業報告書、各種会計計算書等を作成し、監事の監査を経て、その年度終了後の通常総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 42 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 9 章 雑 則

(細 則)

第 43 条 この会則の施行について必要な細則類は役員会が定め、直近の総会で承認を得る。ただし、細則において特に規定する場合は除く。

2 細則類は次の各号について定める。

(細則 1) 競技会等の運営及び実施要領

(細則 2) 体験教室・講習会・サロン等に関する細則

(細則 3) 役員選出規定

(細則 4) 入会及び会員登録

(細則 5) 総務関連業務費等の細則

(細則 6) 組織及び構成

附 則

1 この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する

2 この規約を一部改正し、平成 21 年 11 月 22 日から施行する。

3 この規約を一部改正すると共に「札幌ブリッジクラブ会則」と改称し、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。ただし、平成 28 年度の役員選出にあたっては前もって本会則を適用する。

4 細則 1・2、4、5 については平成 28 年度以降に定める。